



米国税務 QI/FATCA 関連情報

IRS 様式 W-8BEN-E の更新および関連インストラクションを公表

アメリカ

2016年5月20日

1. はじめに

米国から見て米国非居住者となる外国事業体や外国人に、配当・利子・ロイヤルティーなどの米国源泉所得を支払う場合、原則として30%の源泉徴収税が課される。ただし、米国連邦税の規定や米国が締結している租税条約の規定により源泉徴収税が軽減、あるいは免除される場合がある。その軽減や免除を受けるためには外国事業体や外国人がその軽減や免除を受けることが適格であることを、源泉徴収義務者に知らせる必要がある。

租税条約の適用を受ける適格な外国事業体であることを通知するための様式がW-8BEN-Eである。

また2010年に米国で成立し、2014年7月から世界中で対応が求められている外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act: 以下「FATCA」)では、支払の受取人または口座保有者のFATCAステータスを確認するため、様式W-8BEN、W-8BEN-Eの提出を求められる場合がある。要求されたW-8BEN、W-8BEN-Eを提出しない場合には、取引ができない、あるいは、30%の源泉徴収が課される可能性がある。

FATCA成立以前の旧様式であるW-8BENは、個人、法人のいずれにも利用できたが、2014年2月に様式W-8BENは個人用となり、事業体用として様式W-8BEN-Eが作成された。

2016年4月、事業体用の新様式W-8BEN-E(米国税の源泉徴収および報告に関する受益者のステータス証明書)およびそのインストラクションが公表された。

2. 新様式 W-8BEN-E の重要な更新

財務省規則の規定のとおり源泉徴収義務者は、様式に示された改訂日後の6カ月間、旧様式W-8BEN-Eを引き続き受け付けて有効期間の終了までこれに依拠することができる。様式W-8BEN-Eの有効期間は、租税条約を適用しない場合や、FATCAステータス確認だけの目的であれば、記載内容に変更が無い限り有効であるが、米国源泉所得の受取があり、租税条約を適用する場合には、その署名の年とその後3年間(暦年)有効である。

(1) 重要な更新 1: 恩典制限条項

新様式では、条約に基づく恩典を申請する納税者に、当該恩典を申請するための恩典制限(Limitation on benefit: 以下「LOB」)条項を満たす旨の宣誓が義務付けられる。新様式には、合計10のチェックボックスが追加された。インストラクションでは、これらの条項に対し詳細な説明が記載されているが、最終的な判定は条約そのものの文言を確認して行わなければならないので留意されたい。

日米租税条約の場合、第22条第1項に租税条約のすべての恩典を享受できる居住者について規定しているが、主に以下の6パターンとなる。

- 1) 個人
- 2) 政府組織
- 3) 上場企業および上場企業の子会社
- 4) 非課税組織
- 5) 年金基金

6) 個人以外のものを対象とする支配権テストおよび基礎侵食テストを満たす企業

3)の要件を満たさない多くの日本法人は 6)の要件を満たす場合、適格居住者とされ日米租税条約の適用が可能となる。支配権テストとは、上記の 1)から 5)に規定されている者に 50%以上保有されていることであり、基礎侵食テストとは、当該日本法人の課税所得の 50%未満が、日米どちらの居住者でもない者に対して支払われ、かつその支払が日本の所得算定の適用上損金算入できる場合である。

(2) 重要な更新 2: みなし事業体

みなし事業体による様式のパートIIの適切な記入に関するものである。今後本様式では、以下に該当する場合のみ記入が必要とされている。

- グローバル仲介人識別番号 (Global Intermediary Identification Number : 以下「GIIN」)を有するみなし事業体
- 外国金融機関 (Foreign Financial Institution : 以下「FFI」)の居住国外の国の当該 FFI 支店

みなし事業体は原則的に様式 W-8BEN-E を源泉徴収義務者に提出せず、適切な本人確認書類の自身の名義での提出をその所有者に任せる。ただし、みなし事業体が源泉徴収の対象となる支払を受け取り、かつ単独の所有者の設立国以外の管轄区域に居住するか、または独自の GIIN を有するかのいずれかの場合、パート II に記入して、当該支払を受けるみなし事業体の第 4 章ステータスを開示する必要がある。

(3) 重要な更新 3: スポンサー事業体

スポンサー事業体およびスポンサー付事業体に関して、本様式およびインストラクションにいくつかの追加が行われた。スポンサー付 FFI の IRS (Internal Revenue Service : 米国内国歳入庁) への登録および GIIN 取得期限である 2017 年 1 月 1 日に向けて、スポンサー付事業体の登録がすでに始まっている。新様式ではこの状況におけるスポンサーの関係を考慮に入れて、スポンサー付事業体が GIIN を取得した場合であっても自身をスポンサー付事業体として宣誓することを認め、また Line 9a での GIIN の開示を義務付ける。新様式では、スポンサー事業体の GIIN をパート IV「スポンサー付 FFI」、およびパート XXVIII「スポンサー付直接報告金融機関以外の

外国事業体 (Non-Foreign Financial Entity : 以下「NFFE」) に列挙するための欄が設けられた。

3. 様式の更新

前述の重要な更新に加えて、その他の更新を各パート別に記載する。

(1) 様式パート I

Line 4 の第 3 章ステータスに「International Organization」(国際機関)を追加。

Line 5 の第 4 章ステータスの修正は以下のとおり。

- 不参加 FFI の括弧書きの文言のうち「Registered Deemed Compliant FFI」(登録みなし遵守 FFI)を「Deemed Compliant FFI」(みなし遵守 FFI)に変更するとともに「Exempt Beneficial Owner」(免除受益者)を追加
- 登録みなし遵守 FFI の括弧書きの文言から、パート XII で取り扱う報告免除政府間協定 (Intergovernmental agreement : 以下「IGA」) FFI を除外
- スポンサー付 FFI を参照する際に付されていた「that has not obtained GIIN」(GIIN 未取得の)の文言を削除
- 以前は該当するモデル 2 IGA に基づき登録みなし遵守 FFI とみなされる FFI を含んでいた報告免除 IGA FFI の括弧書きを削除
- 第 4 章ステータス「Account that is not a financial account」(金融口座以外の口座)を追加。財務省規則 § 1.1471-5(b)(2)に基づき対象外とされる口座となる

(2) 様式パート II

パート II の見出しの記入要領に、「Complete only if a disregarded entity with a GIIN or a branch of an FFI in a country other than in the FFI's country of residence」(FFI の居住国以外の国における GIIN を有するみなし事業体、あるいは FFI の支店の場合のみ記入すること)の下線部を追加。

(3) 様式パート III

適用される租税条約に含まれる LOB 条項の種類を示す 10 個の新規のチェックボックスを 14b の欄の下に追加(前述)。

受益者が租税条約の恩典を申請する「dividend」(配当)に関して、14c の欄の文言に「US source」(米国源泉の)を追加。

「Explain the additional conditions in the Article the beneficial owner meets to be eligible for the rate of withholding」(受益者が当該源泉徴収税率を認められるために満たす租税条約の条文の追加の条件の説明)を事業体に義務付けるよう Line 15 「特別源泉徴収率および要件」の文言を修正。

(4) 様式パート IV

Line 16 にスポンサー事業体の GIIN 用の欄を追加。

Line 17 の宣誓文言を簡易化し、以前は事業体が「is an FFI solely because it is an investment entity」(投資事業体であることのみを理由として FFI に該当する FFI)であることを義務付けていたが、今後は「is an investment entity」(投資事業体)であることのみを義務付ける。

(5) 様式パート VII

Line 21 の欄括弧書きを determined as if the FFI were a participating FFI とし、スポンサー事業体が履行すべき本人確認、源泉徴収、および報告の義務が、FFI が参加 FFI であると仮定して判定される旨を注記。関連インストラクションもこれに伴い更新されている。

(6) 様式パート X

Line 24a の宣誓に以下を追加：

事業体が「Does not have any specified US persons that own an equity interest or debt interest (other than a debt interest that is not a financial account or that has a balance or value not exceeding \$50,000) in the FFI other than those identified on the FFI owner reporting statement」(FFI 所有者報告書上で識別される FFI 以外において資本または債権持分(金融口座でない、または 50,000 ドルを超えない残高または価値を有する債権持分を除く)を所有する特定米国人を有していない)。

Line 24b の宣誓に以下を追加：

事業体が「Has provided, or will provide, valid documentation meeting the requirements of §

1.1471-3(d)(6)(iii) for each person identified in the FFI owner reporting statement」(FFI 所有者報告書で識別された各個人や事業体について、財務省規則 § 1.1471-3(d)(6)(iii)の要件を満たす有効な本人確認書類を提出した、または提出する)。

(7) 様式パート XII

Line 26 を拡張して、FFI の取扱いを正当化する理由を示す際に「treasury regulations」(財務省規則)を含む適用される IGA を示す 2 個のチェックボックスを追加し、また受託者開示信託およびスポンサー付事業体に関する新規箇条書きを追加。

(8) 様式パート XIV

国際機関に関する Line 28 の 2 番目の箇条書きの文言に、外国政府との有効な本部協定が存在する機関を含める旨を追加。

(9) 様式パート XXVIII

Line 42 にスポンサー事業体の GIIN 用の欄を追加。

(10) 様式パート XXIX、XXX

パート XXIX とパート XXX を入れ替えて、本版のパート XXIX は「Substantial US Owners of Passive NFFE」(受動的 NFFE の実質的米国人所有者)、パート XXX は「Certification」(宣誓)とする。

修正したパート XXIX に文言を追加し、NFFE は報告モデル 1 FFI または報告モデル 2 FFI に本様式を提出する際に、適用される IGA に基づき米国支配者を列挙することができるとする。

4. インストラクションの更新

様式の更新に対応して、また以前は不明確であったセクションを明確化するため、様式 W-8BEN-E のインストラクションに以下の更新が加えられた。

条約の恩典に関する恩典制限(LOB)条項：

「What's New」(最新情報)セクションで明示されているとおり、本インストラクションでは、事業体が条約の恩典を申請するためには条約締結国の居住者であり、所得の受益者であり、かつ恩典を申請する根拠となる条約の恩典制限(LOB)条項を満たさなければならないとしている。納税者が LOB テストのうちの一つを満たしたか、または条約の恩典の対象である旨の有利な裁量的決定を米国の権限ある当

局から得たかのいずれかを宣誓するため、前述のパート III の LOB のチェックボックスのうちの一つをチェックしなければならない。これらのテストは、本インストラクションの 10 ページおよび 11 ページに概述されているが、関連するテストが恩典を申請する根拠となる条約に含まれている場合のみ、ボックスをチェックできる点に注意されたい。

報告免除 IGA FFI:

これも「What's New」(最新情報)セクションで明示されているが、IGA と FATCA 財務省規則間の調整を目的として、報告免除 IGA FFI が本様式に適切に記入するためのインストラクションが改訂された。8 ページで更に説明されているとおり、IGA に基づき報告免除に該当する報告免除 IGA FFI は、みなし遵守ステータスの資格を満たすか、または第 4 章に基づく免除受益者である場合であっても、「nonreporting IGA FFI」(報告免除 IGA FFI)にチェックしなければならない。

「disregarded entity」(みなし事業体)の定義を拡張し、自身の GIIN を有するみなし事業体は、その外国人所有者に、本様式のパート II にすべて記入させなければならないと注記。「is not otherwise able to fill out Part II (i.e. because it is in the same country as its single owner and does not have a GIIN)」(別の理由でパート II に記入できない(すなわち、その単独の所有者と同じ国に居住し GIIN を有さないため))外国人所有者を有する場合、FATCA の適用上本様式を FFI に提出することができ、自身が受益者である場合と同様にパート I に記入しなければならない、また Line 3 に記入してはならない。

Line 1 のインストラクションに「tip」(参考)の paragraph を追加し、口座所有者であることの立証のみを目的として本様式を提出し、かつ源泉徴収の対象となる支払または報告対象となる金額を受け取っていない口座所有者は、「should complete Part I by substituting the references to 'beneficial owner' with 'account holder」(「受益者」を「口座所有者」と置き替えてパート I に記入しなければならない)とした。

Line 9a のインストラクションを明確化し、支店が米国支店または制限支店でない限り、パート II での特定を義務付けられた支店について Line 9a において GIIN を提供する必要はないとし、GIIN 取得済みの

スポンサー付事業体に GIIN の記載を指示する行を追加。

Line 9a のインストラクションの後に「tip」(ヒント)の paragraph を追加し、これらの欄が GIIN または外国納税者番号(TIN)(うち該当するもの)が収まる十分な大きさでなければならないとした。ただし、GIIN または TIN が収まらない場合、他より小さいフォントを使用するか、本様式のほかの場所、または添付されていることが明確であるならば添付書類を示し明確に判別して記入することができる。「For example, a handwritten GIIN located just outside of line 9a with a corresponding arrow pointing to line 9a is a properly provided GIIN for this purpose.」(例えば、Line 9a のすぐ外側に Line 9a を指す矢印とともに手書きの GIIN があれば、これはこの目的のために適切に記載された GIIN となる)。

パート II の見出しの下に「tip」(ヒント)の paragraph を追加し、源泉徴収の対象となる支払を受け取るみなし事業体が自身の GIIN を有している場合、パート I で特定される単独の所有者と同じ国に居住しているか否かにかかわらず、パート II に記入しなければならない旨を指示。

Line 16 にスポンサー事業体の GIIN を記入する旨のインストラクションを含め、またスポンサー付 FFI の GIIN に関する「note」(注意)を修正して、2017 年 1 月 1 日までは GIIN の取得を義務付けられないが、GIIN 取得済みの場合はこれを Line 9a に記入しなければならないことを明確化。

Line 26 のインストラクションを変更し、報告免除のカテゴリーを記載する際、ステータスを規定する IGA からの文言の使用を義務付け。所有者開示 FFI がその旨の宣誓を行いパート X に記入する指示を含めた。また「If you are a nonreporting IGA FFI and you have registered and received a GIIN and have not provided it in line 9a because your trustee's or sponsor's GIIN is in line 9, you should provide it here.」(報告免除 IGA FFI であり、かつ登録済み・GIIN 取得済みであるが、受託者またはスポンサーの GIIN が 9 の欄にあるため 9a の欄に GIIN を記載していない場合、ここに記載しなければならない)とする「note」(留意事項)を追加。

Line 42 にスポンサー事業体の GIIN を記載する指示を含めた。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。